|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |
| ※記載不要 |

（様式６）

都庁舎サービスロボット実証実験協力者応募に係る誓約書

平成　　年　　月　　日

東京都総務局長　宛

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  | 印 |

私は、都庁舎サービスロボット実証実験協力者へ応募するに当たり、下記の事項について誓約します。

記

１　次に掲げる全ての事項を満たします。

（１）地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（５）事業の実施能力を有する者であること（「２（２）実証実験の内容」を満たす技術力を有し、事業として取り組んでいること。また、当該技術について、製品化の計画が描かれており、プロトタイプの制作及び社内試験も完了し、想定の機能・能力を確認できていること。）。

２　次に掲げる全ての事項について遵守します。

（１）「生活活動支援ロボット及びロボットの安全性確保に関するガイドライン（第一版）」（平成28年6月ロボット革命イニシアティブ協議会）の「４．実証実験実施者の責務」を準用した「前提条件チェックリスト（様式３）」の「２　安全性の確保」について適合するものであること。

（２）実証実験に使用する機器等の管理は、協力者の責任において行うこと。ただし、実証実験期間中においては、都がロボットの保管場所を用意する（保管場所の制約から、保管できるロボットや機器等の数量、大きさ等を制限することがある。）。

（３）実証実験中は、1ロボットにつき、1人以上の人員を配置し、来庁者等に危害が及ばないよう配慮するとともに、来庁者等から実証実験の内容や仕様等に関する質問があった場合に、適切な接遇の下対応できる体制とすること（実証実験場所の制約から、人員配置数を調整することがある。）。

（４）実証実験開始前及び実証実験中において、対象ロボットの安全性、事業目的との親和性や有効性等に疑義が生じた場合、都庁舎の運営に支障をきたす場合には、事業を停止又は中止することがあること。

（５）実証実験中に事故や苦情が発生した場合、都に重大な過失がない限りは、協力者が一切の責任を負うものとし、都と調整の上、協力者が交渉に当たるとともに、来庁者、都及びその他第三者に生じた一切の損害・損失を補償するものとすること。損害・損失は、来庁者等の怪我や庁舎の設備等を損傷するなどの有形のものに限らず、実証実験に伴い設置する機器等が原因となる通信障害や、機器等の誤作動によるものも含む。

なお、都が協力者に代わり賠償を行った場合は、その賠償金額及び賠償に要した経費を協力者に求償できるものとする。また、都と協力者に決定した者とが交わす協定に違反し、都等に損害を与えた場合も同様とする。

（６）実証実験に際して、協力者が持ち込んだ機器類及びその他機材に、盗難、破損等により損害が生じた場合、都に重大な過失がない限りは、都は一切の責めを負わないこと。

（７）実証実験中は、協力者が、実証実験をしていること、取得する情報の内容や取得する情報の用途、個人情報を除いたデータを都へ提供することがあること並びに取得された自らの情報を削除する場合の方法及び連絡先を明示し、質問や削除の依頼等があった場合は対応すること。また、個人情報を取得する場合は、協力者が関係法令に基づき取得、管理すること。

（８）万一、事故が発生した際の緊急連絡先及び連絡ルールを企画提案書及び実施計画書（協力者に選定された場合に、都と締結する協定に含むもの）に記載すること。

（９）応募、実証実験の実施及び報告に伴い発生する費用は協力者が負担する。ただし、事業の実施に伴う都庁舎の利用に係る費用及び光熱費は都が負担する。

（10）都庁舎に設置する機器類及びその他機材に製品名、企業名及びロゴマーク等製品や企業等の宣伝となる表示をしないこと。

（11）実証実験終了後、速やかに開始前と同じ状態に回復させること。

（12）実証実験により取得した結果やデータは都と共有すること（データを都へ提供する際は、個人情報を除いた情報とすること。）。また、取得した結果やデータは、都の許可なく第三者等への開示、転載、掲載は禁止とする。

（13）実証実験期間中及び終了後に、報告書を提出すること（詳細は都と協議の上、協定により定めること。）。

３　提出するすべての書類に一切の虚偽はなく、また、プレゼンテーション及びヒアリングにおける説明及び応答で一切の虚偽は申しません。

４　そのほか、「都庁舎サービスロボット実証実験協力者募集要領（以下「募集要領」という。）」の全てを理解し、その内容について同意します。

５　実証実験の協力者に選定された場合は、募集要領、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、都と協議の上、実証実験の実施に係る協定を締結します。協定を締結できない場合、選定の取消しに対して異議申し立てはしません。

また、取消しに伴い生じる全ての損害、被害について、都への請求はしません。

６　協定の締結後に１から５までに関して虚偽が判明した場合、実証実験の中止など、都からの指示を無条件に受け入れます。また、本誓約に反し、都が損害を被った場合、当該損害について、合理的な範囲内において賠償すべき義務を負います。